自治会町内会長　各位
地区連合自治会町内会長　各位

南　消　防　署　長

令和５年度初期消火器具等整備補助事業について

早春の候、時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、横浜市消防局では、平成26年度から自治会・町内会が初期消火器具等を設置及び全ての器具を更新する費用の一部を補助する事業を行っています。

また、令和３年度からは設置及び全ての器具の更新に加え、既存の初期消火器具を対象として、劣化したホース等の器材の一部分を更新する費用についても補助事業を展開しています。

つきましては、各自治会・町内会の初期消火器具の状況を御確認していただき、特に大地震発生時に被害が集中すると想定されている地域においては、積極的に初期消火器具等の設置または更新を検討していただきますようお願いいたします。

南消防署総務・予防課予防係
担当　女部田、市川
電話・FAX 045-253-0119

裏面あり

初期消火器具設置費用の一部補助について

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

１　申請要件

下記３つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

(1)　地域に消火栓がある。
(2)　家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
(3)　定期的に訓練を実施できる。

２　申請方法

(1)　受付期間：令和５年４月３日（月）～９月 29 日（金）
(2)　申請方法：申請書に必要事項を記入の上、最寄りの消防署に御提出をお願いします。
※　申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または最寄りの消防署でお渡しします。

「横浜市　初期消火器具」で検索

３　補助の対象経費

(1)　初期消火器具の<u>新規設置及び器材全ての更新設置</u>の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の２/３に相当する額とし、１件あたり 20 万円を上限とします。

(2)　初期消火器具の<u>一部更新設置</u>の場合
消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の２/３に相当する額とし、１件あたり７万円を上限とします。

４　お願い

大地震発生時に火災被害が集中すると想定されている地域※においては、特に初期消火力の強化につながる取組を推進する必要があります。該当する地域の自治会町内会は、積極的に初期消火器具の設置や更新をしていただきますようお願いします。

（※横浜市密集市街地における地震火災対策計画で示される「対象地域」）

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の２種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。

初期消火箱（固定式）

スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

問い合わせ先：南消防署総務・予防課予防係　電話／FAX：045-253-0119